

収入保険への加入を支援します！！

新型コロナウイルス感染症の影響、自然災害、価格の低下など、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少に備えることができる「収入保険」への加入を促進し、農業者の経営安定及び地域農業の振興に資するため、結城市では、保険料等の一部を支援します。

農業経営収入保険加入促進支援金

(1) 対象者

以下のすべての要件を満たしている農業者

- ① 結城市内に住所を有する個人または法人
- ② 市税等の滞納がないこと
- ③ 収入保険に加入し、初回分の保険料等が納入済みであること

(2) 対象となる契約期間

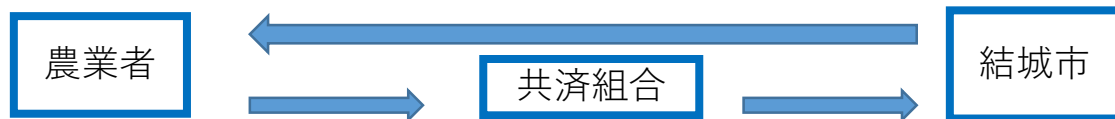
令和4年3月1日から令和5年2月1日までの間に保険期間が開始となる契約

(3) 支援金の額

収入保険の加入者が負担する保険料及び付加保険料の1/2（上限3万円）

- ・ 支援金の額を算出するための保険料等については、保険期間開始日時点の額となります。
- ・ 保険料未納等により被保険者でなくなった場合は、支援金を返還していただきます。

(4) 事業のながれ



(収入保険に加入後、茨城県西農業共済組合が代行して申請します。)

(5) 申し込み先

茨城県西農業共済組合（NOSAI茨西） 電話0296-30-2912

(6) 申請期限

令和5年1月31日（火）まで

<お問い合わせ先>

収入保険の申し込み

NOSAI茨西 収入保険課：0296-30-2912

加入促進支援金について

結城市 農政課：0296-34-0360

令和4年度版